

新型コロナウイルス感染症

山形県・寒河江市「緊急事態宣言」

◎緊急対策

期間：令和3年3月27日（土）から4月11日（日）まで

※以下の対策は、**寒河江市**を対象として実施します。

1 感染抑制対策

(1) 実効性のある対策徹底の要請

- **寒河江市全域** で不要不急の外出や移動を自粛してください。
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようしてください。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、今は慎重に判断してください。
- 催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントの開催は慎重に判断してください。
- 職場でも休憩時間を含めた感染防止対策を徹底してください。
- **寒河江市以外** の方は、**寒河江市** との往来は可能な限り控えてください。

(2) 飲食店への呼びかけ強化

- 民間企業・各関係団体の協力による広報の実施
- 飲食店への個別通知の実施
- 繁華街での呼びかけの実施

2 営業時間短縮要請

(1) 感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請

- 対象期間 令和3年3月30日（火）から令和3年4月11日（日）まで
- 対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設
 - ①接待を伴う飲食店
 - ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗
 - ②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
- 対象区域 **寒河江市全域**
- 要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業